**様式第16号**（第６条関係）

防災工事計画の遵守に関する命令書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　（所有者等の氏名）

福島県知事　印

　　　　　年　　月　　日に提出のあった防災工事計画書について、当該計画に従って防災工事を施行していないと認められるので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第10条第２項の規定により、下記のとおり当該計画に従って防災工事を施行するよう命ずる。

記

１　特定農業用ため池の名称

２　特定農業用ため池の所在地

３　命令の理由

４　履行期間

（教示）

　１　この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。

　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があっことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求した場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

　１　農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第１項第１号に該当すると認められるときは、同項の規定により防災工事の全部又は一部を知事が自ら施行することがある。また、同条第２項の規定により当該防災工事に要した費用を徴収することがある。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、縦長にして使用すること。